

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 16 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

関東（栃木）国民年金 事案 5426

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

平成3年4月頃、私はA市に住み、短大の学生だったが、B市に住む母が同市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母が毎月納付した。申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年5月頃にB市で払い出されたと推認され、同年4月から申立期間直前である4年1月までの期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の戸籍の附票及びオンライン記録には、申立人が平成3年11月18日にB市からA市へ転出し、4年3月22日にA市からB市へ転入した住所変更の記録はあるものの、申立人の母親が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 51 年 7 月まで

時期や詳細は不明であるが、私の国民年金は実家の父が加入手続きを行い、母が継続して国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 47 年 3 月に夫の A 国転勤に伴い出国したが、その後も同様に母が保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月の国民年金保険料は、還付されているとのことだが、還付された記憶は無い。

申立期間に係る年金記録を正しいものにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 47 年 3 月については、申立人の国民年金被保険者台帳に、「47.3 月分納付済」と記載があることについて、日本年金機構 B 事務センターは、同年同月に国民年金の被保険者資格を喪失しているため、当該期間の国民年金保険料は還付されていると考えられる旨の回答をしているが、同被保険者台帳に当該期間の保険料が還付された形跡は確認できないほか、還付が行われていたことが確認できる書類等は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 51 年 7 月までの期間については、申立人は、47 年 3 月にその夫の A 国転勤に伴い出国した後も申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、その母は既に亡くなっており、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及び上述の国民年金被保険者台帳では、申立期間のうち、昭和47年4月から51年7月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、その母が申立期間の国民年金保険料を納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和47年4月から51年7月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

昭和44年12月に会社を退職し、その後、時期ははっきりしないが、A区役所に行き国民年金の加入やいろいろな手続を行い、45年1月から46年3月までの期間の過年度保険料をA区役所で、一括で納付した。加入手続時にはある程度のお金を持って行き、「結構取られるな。」と思ったことを覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月に会社を退職し、その後、時期ははっきりしないが、A区役所に行き国民年金の加入やいろいろな手続を行い、45年1月から46年3月までの期間の過年度保険料を一括で納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、46年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、A区の国民年金担当者は、国民年金の加入手続時に国民年金保険料を納付できる期間があれば納付するように勧めるのは普通であり、同区役所窓口では過年度納付書の発行が可能であった旨の回答をしている。

さらに、申立人は、「会社勤めしているときに将来を考えて50万円ほどの貯金があり、その後もアルバイトなどで国民年金保険料を納付した。」としているところ、申立期間以後の期間は納付済みとなっており、15か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5430

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月
私は、昭和 59 年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続をした。
国民年金保険料は、毎月 6,000 円くらいを A 市役所に納付書で未納が無いように全て納付しているはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を A 市役所で未納が無いように全て納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 10 月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間以外に未納期間は無の上、申立人が 1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年9月まで
② 昭和54年8月から55年3月まで

私は、昭和49年3月に学校を卒業すると同時に実家に戻り、家業を手伝っていたが、私の国民年金の加入手続は父が行い、申立期間当時は、父が家族全員分の国民年金保険料を未納が無いように納めていた。申立期間①が国民年金の未加入期間とされ、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「私の国民年金の加入手続は父が行い、父が家族全員分の国民年金保険料を未納が無いように納めていた。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和55年6月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間②は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、家族全員分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父及び母は、制度発足後間もない昭和36年1月に国民年金の加入手続を行い、60歳になるまでの保険料を全て納付しているほか、申立人の二人の姉は、婚姻前後の期間を通し被保険者期間の保険料を全て納付しているなど、父の納付意識は高かったと考えられる上、その父が8か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 55 年 6 月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「昭和 54 年 8 月 1 日」と記載されており、申立人の A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社での資格喪失日が平成7年2月28日となっているが、同日まで勤務していたので、当該事業所における資格喪失日を訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出されたスケジュール帳の写しにより、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（以下「資格喪失日」という。）は、雇用保険の離職日と同日の平成7年2月28日であるところ、当該資格喪失日の翌日の同年3月1日に資格を喪失している同僚二人の離職日は、一人は、同年2月28日と申立人の離職日と同日である上、もう一人は、当該資格喪失日の5日前の同年2月24日であり、いずれも、資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日以降であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間中に被保険者資格がある同僚93人の資格喪失日を調べたところ、月末が資格喪失日である者は一人で

ある上、当該同僚の雇用保険の離職日は資格喪失日の前日であることが確認できるとともに、上記の同僚 93 人のうち、平成 7 年 1 月から同年 12 月までに被保険者資格を喪失した者（前述の同僚 3 人を除く。） 4 人の雇用保険の離職日もまた、資格喪失日の前日であり、資格喪失日と雇用保険の離職日が同日となっている者はいない。

加えて、当時の役員の一人名は、一般的に離職日が月末であるならば、厚生年金保険の資格喪失日は翌月 1 日にしていたはずである旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録により、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成 12 年に適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、商業登記簿謄本で確認できた取締役の照会したところ、当該取締役は当時の資料は無く、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を 7 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月15日から48年1月15日まで
私がA社及び同社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から同社B工場に転勤した記憶はあるが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和47年12月15日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って昭和48年1月15日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る47年12月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
A社からB社に事業所名が変更となったが、勤務形態や仕事内容は変更していないのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和32年9月21日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年9月21日から同年11月20日まで
② 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
年金記録によると、A社D営業所から同社C営業所に異動となった昭和32年9月21日から同年11月20日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同社C営業所から同社E事務所に異動となった45年12月の厚生年金保険の記録が無い。A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①においてA社に継続して勤務し（同社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間①当時のA社D営業所又はC営業

所における複数の同僚が、「申立人は昭和 32 年 9 月に、D 営業所から C 営業所に異動した。」と供述している上、同社 C 営業所で総務を担当していた同僚が、「申立期間①当時の給与の締め切り日は毎月 20 日だったので、異動日は 21 日だったと思う。」と供述していることから、申立人の同社 C 営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社 D 営業所における資格喪失日と同日の昭和 32 年 9 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 11 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、事業主から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②において A 社に継続して勤務し（昭和 46 年 1 月 1 日に同社 C 営業所から同社 E 事務所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 45 年 11 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 45 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における当該期間の標準賞与額に係る記録を19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年12月16日

A事務所の勤務期間のうち、申立期間①及び②について賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B事務所の事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨を供述している。

また、複数の同僚が所持する給料支払明細書により、当該同僚について、申立期間②において上記事務所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、C市役所から提出された申立人に係る平成16年分の給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、同年の賃金総額、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出した社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA事務所から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記

給与支払報告書に記載された社会保険料控除額により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、19万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 B事務所の事業主は、申立人の申立期間①に係る賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨を供述している。

また、複数の同僚が所持する給料支払明細書により、当該同僚について、申立期間①において上記事務所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記事務所、C税務署、C市役所及び申立人が申立期間①に係る賞与を預金したとしているD銀行E支店は、当該期間に係る関連資料を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る賞与の社会保険料控除額について推認することは困難である。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8489

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで
A社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間の前後を含めて、A社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C営業所に勤務していた同僚は、「A社（本社）から、事務集約により同営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）後は、同社（本社）の被保険者となる旨の説明を受けた。」と供述している上、オンライン記録により、同社のC営業所を除く各営業所及び支店の全喪により被保険者資格を喪失した後、同社（本社）において被保険者資格を取得した複数の者の被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、健康保険の組合編入年月日が昭和44年12月1日であり、オン

ライン記録において、同社のC営業所を除く各営業所及び支店の全喪日が全て同年12月1日付けであることが確認できる上、B社は、「A社C営業所は同年11月29日に全喪しているが、各営業所及び支店の全喪日は通常同年12月1日付けとしていることから、申立人は申立期間に同社C営業所の被保険者として継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と回答していることから、申立人の同社C営業所における資格喪失日に係る記録を同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年10月の記録から、2万6,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によれば、A社C営業所は、昭和44年11月29日に全喪しており、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚が全喪後も全喪前と同様に勤務状況に変更は無く、5人以上の同僚が当該事業所に勤務していた旨を回答していることから、同社C営業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 24 年 2 月 7 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、4 年 7 月から 5 年 9 月までの期間については、当該あっせんによらず、4 年 7 月から 5 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額の記事を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月から 5 年 12 月まで
A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されている。
実際に支給されていた給与額は、現在記録されている標準報酬月額よりも多かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 4 年 7 月から 5 年 9 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、6 年 1 月 18 日付けで、4 年 7 月 16 日まで遡って 12 万 6,000 円に減額訂正されていること、申立人の雇用保険の賃金日額（同年 7 月から同年 12 月までの賃金月額をもとに算定）から算出される賃金月額は、25 万 5,990 円となり、申立期間において、申立人の報酬額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に見合う額に引き下げられた状況はうかがえないこと、当該事業所の元従業員は、「申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた。」と証言していることなどから、既に年金記録確認長野地方第三者委員会（当時）において決定したあっせん案の報告に基づき、24 年 2 月 7 日付けで総務大臣から年金記録確認に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立期間のうち、平成 5 年 7 月から同年 12 月までの期

間については、i) 雇用保険の記録によると、申立人の求職申込年月日は、同年7月2日とされていること、ii) オンライン記録によると、申立人は、同年7月20日にB共済組合において組合員資格を取得していることが確認できること、iii) 申立人が「A社を同年6月頃に退社したと思う。」と供述していることから、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成4年7月から5年6月までの期間について、6年1月18日付けで行われた標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実即したものと考えることは考え難く、申立人について4年7月16日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの期間については、当該事業所での勤務実態が確認できない上、当該事業所は、既に解散しており、関係書類（賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在も明らかでないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できず、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る賞与の記録が無いことを知った。申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込口座の預金通帳及びA社から提出されたB健康保険組合の受付印のある健康保険被保険者賞与支払届の控えにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、自身の所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の預金通帳及び健康保険被保険者賞与支払届の控えにより、23万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ1万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①から③までの標準賞与額はそれぞれ1万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は18万2,000円、申立期間②は21万7,000円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④及び⑤は20万円、申立期間⑥は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立人の申立期間に係る金融機関の預金取引明細表から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 18 万 2,000 円、申立期間②は 21 万 7,000 円、申立期間③は 18 万 4,000 円、申立期間④及び⑤は 20 万円、申立期間⑥は 22 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 11 月までの期間及び平成元年 5 月から 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から 63 年 11 月まで
② 平成元年 5 月から 2 年 10 月まで

申立期間①及び②について、私は、平成元年 2 月から同年 4 月頃までの間に、A 市役所で国民年金の加入手続を行った際に、同市役所職員から、「2 年遡って保険料の納付ができる。」と言われ、未納となっていた期間で、時効にかからない 2 年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。その後は、前納又はまとめて保険料を納付した。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 2 月から同年 4 月頃までの間に、A 市役所で国民年金の加入手続を行った際に、同市役所職員から、「2 年遡って保険料の納付ができる。」と言われ、未納となっていた期間で時効にかからない 2 年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、その後は、前納又はまとめて保険料を納付したと申述しているが、申立人からは、国民年金の加入手続、保険料納付期間、納付金額、納付場所等に関する具体的な申述が得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 4 年 11 月頃に B 市で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳

記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和34年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年1月から62年3月まで
私の父母のどちらかが、A市で私の国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料も、私が20歳から結婚するまで父母のどちらかがA市で納付してくれていた。父から私の保険料について、「納めていたからね。」と聞いたこともある。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父母のどちらかが国民年金の加入手続きを行い、申立人が20歳のときから結婚するまでの国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父母は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年11月頃に払い出されたと推認されるほか、申立人が所持しているB県発行の年金手帳に「新規申出日62年11月25日」と記載されていることから、申立人は婚姻に伴い転居したC市において、同年11月に国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、当該時点では、申立期間の大部分の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月頃に、父に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始した。短大を卒業後、51年4月から53年3月までの2年間は、A事業所にB職として勤務し、退職した時に退職一時金を受給した。この頃、父に勧められて、退職一時金を受給した期間の保険料を遡って納付した記憶がある。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金に加入して国民年金保険料を納付するように勧めたとする申立人の父からは、高齢のため証言を得ることができず、申立人からは、保険料額及び納付場所について、具体的な申述は得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年8月頃に払い出されたと推認され、申立人は、この頃加入手続きを行ったと考えられることから、申立人が、20歳になった50年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申述と相違する。

さらに、当該国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和50年5月から51年6月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、51年7月から53年3月までは遡って納付できる期間であるが、上記のとおり、納付状況が不明である。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、C事業団によれば、申立人は、D事業所において、昭和51年4月1日付けでE共済の組合員資格を取得し、54年4月1日付けで資格を喪失しているとしており、当該期間は、本来国民年金に加入することができないE共済組合員期間(退職一時金支給済み)である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年2月までの期間、同年3月から51年6月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から46年2月まで
② 昭和46年3月から51年6月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

申立期間①については、私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、姉と私の二人分の国民年金保険料を、姉が結婚するまでは一緒に納付してくれたはずである。

申立期間②については、昭和46年3月に結婚して、A市に転居し、国民年金保険料は、私がA市の金融機関で納付していた。

申立期間③については、私がB市で国民年金保険料を納付していたはずであり、国民年金被保険者の資格を喪失した覚えは無い。

申立期間①、②及び③が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、姉と私の二人分の国民年金保険料を、姉が結婚するまでは一緒に納付してくれたはずである。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母からは、高齢のため証言を得ることができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である上、申立人は、申立人の母が申立人とその姉の保険料を併せて納付していたと主張するが、申立人の姉は、申立期間①当時は婚姻により既に除籍となっており、また当該期間は申立人と同様に国民年金の未加入期間となっていることから、申立人の主張と一致しない。

申立期間②については、申立人は、「昭和 46 年 3 月に結婚して、A 市に転居し、国民年金保険料は、私が A 市の金融機関で納付していた。」と申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51 年 7 月頃に B 市において払い出されたと推認されるほか、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和 51 年 7 月 3 日」、「被保険者の種別」は「任」と記載されており、これは、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、申立人の夫は申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、申立人が申立期間②の保険料を納付することは、制度上できない。

申立期間③については、申立人は、「私が B 市で国民年金保険料を納付していたはずであり、国民年金被保険者の資格を喪失した覚えは無い。」と申述しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、「被保険者でなくなった日」が、「昭和 59 年 4 月 25 日」、「被保険者となった日」が「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、これは、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、申立期間③の保険料を納付することは、制度上できない。

申立期間①、②及び③について、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8480

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が不自然である。当時は高度経済成長期であり、職種等の変更も無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 28 万円から 26 万円に低下していることに納得がいかない。給与明細書や銀行預金通帳などの資料は何も無いが、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立人の人事台帳の給与欄に記載された本給の額は、申立期間において、改定ごとに上昇していることが確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人の人事台帳以外の資料は保存期間経過のため保管しておらず、申立てどおりの保険料控除、届出及び納付を行ったかについても不明であるが、当時は高度経済成長期であり、給与が上昇傾向の時代であったものの、変動費の増減により標準報酬月額の等級が1等級上下することは誰にでも起こり得ることであり、現在においても状況は同じである。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録において、申立人が記憶する同僚を含む同期入社の人9人のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人について申立期間前後の標準報酬月額の推移を見ると、定時決定又は随時改定時において1等級の低下が確認できる同僚が二人いる上、当該事業所のオンライン記録において、申立人の健康保険番号の前後105人のうち、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚29人について申立

期間前後の標準報酬月額推移を見ると、定時決定又は随時改定時において同月額が前回に比べ上昇又同額である同僚は 17 人、1 等級以上の低下が確認できる同僚は 12 人となっており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8481

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、9万8,000円となっているが、実際は44万円である。給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日の後の同年3月26日付けで、8年3月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本及び本人の申述により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立人自身が経理や社会保険に関する事務を担当しており、「申立期間当時、会社の経営状況が悪かったのは間違いないが、社会保険料の滞納があったことや会社が全喪する際に標準報酬月額を遡って減額訂正する届出を提出した記憶は無い。」、「会社の経営についても最終判断は代表取締役である父が行っていた。当時、父が税務署などの担当者と打ち合わせをしていたのを覚えている。」と申述しているが、当時の同僚は、「申立期間当時、事務担当の役員だった社長の娘が長年にわたって社会保険関係の事務について掌握していた。」と供述していること、及びA社が適用事業所ではなくなった平成10年2月28日時点で被保険者資格があった者のうち、事業主と申立人以外の者の標準報酬月額に減額訂正が無かったことから、同社取締役であった申立人が標準報酬月額の減額訂

正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、社会保険事務を担当しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8482

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 16 日から 46 年 5 月 13 日まで
② 昭和 46 年 6 月 3 日から 48 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 1 日から 55 年 3 月 21 日まで

私が、A事業所及びB社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額の約半額となっており、納得がいかない。

申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料等はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が 45 と記載されており、これは、オンライン記録の 4 万 5,000 円と一致するとともに、申立人と同年同月に被保険者資格を取得し、標準報酬月額が同額である同僚は、「年金をもらい始めるに当たって、年金事務所の人に自分が持っていた給与明細書に書いてある給与額と標準報酬月額を見比べてもらったが、全期間、給与額に見合った標準報酬月額で正しく記録されていた。」と述べている。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚は 24 人確認できるが、申立人の標準報酬月額は当該 24 人中最高額となっていることから、申立人の標準報酬月額が同時期に採用された他の同僚と比べて低額となっている事情は見当たらない。

さらに、A事業所の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料

の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かについては、確認できる資料が無いため「不明」としている。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容は全期間にわたって不備は無く、オンライン記録と一致しているとともに、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

申立期間②及び③について、B社は「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」を保管している（昭和49年7月及び50年7月を除く。）ところ、当該通知書により、事業主が届け出た申立人の当該期間に係る資格取得時決定、定時決定及び随時改定における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は厚生年金保険料を翌月控除としているところ、同社が保管していた昭和54年11月の給与から適用される保険料一覧表に記載されている申立人の厚生年金保険料の控除額は、申立人の同年10月の標準報酬月額に見合う控除額となっている。

さらに、申立人が同性及び同職種であったとする同僚の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが当該同僚と比べて低額となっている事情は見当たらない。

加えて、同僚照会において回答のあった当時の同僚4人は、自身の標準報酬月額と給与支給金額に差異があったか否かについては、「気付いたことはない。」又は「不明」と供述している。

また、B社の事業主は、申立期間②及び③に係る賃金台帳を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かについては、確認できる資料が無いため「不明」としている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容は全期間にわたって不備は無く、オンライン記録と一致しているとともに、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間において、給与が下がった記憶は無く、申立期間に係る標準報酬月額については、少なくとも当該期間前の標準報酬月額と同額であったはずである。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額については、少なくとも当該期間前の標準報酬月額と同額であったはずであると主張している。

しかしながら、B社は、同社が保管している人事記録から、申立人が同社に勤務した期間については確認できるものの、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額については、賃金台帳等の資料を保管していないため不明である旨回答している。

また、A社における同僚 12 人に照会し 6 人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除状況は不明である。

なお、申立人と同じく標準報酬月額が下がった期間がある同僚から提出された給与支払明細書によると、同人に係る標準報酬月額の減額改定は、別居手当（同人は、単身赴任していた期間に別居手当が支給されていたと回答している。）が支給されなくなったことと整合していることが確認できるところ、申立人も単身赴任していた期間があると申述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8486

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年頃から 38 年頃まで
② 昭和 38 年頃から 39 年頃まで

申立期間①当時、知人に紹介されてA事業所B支店構内のC業務に就いていた。また、申立期間②は、別の知人に紹介されてD社に勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B支店構内でC業務に就いていたが、A事業所に直接雇用されておらず、雇用されていた事業所名は覚えていない。」と申述していることから、事業所を特定することができず、勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、申立人の具体的な申述により、期間の特定はできないものの、申立人はD社に勤務していたことはうかがえるが、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は申立人が勤務したとする期間前の昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、D社は平成 8 年 6 月 1 日に解散となっており、申立期間②当時の事業主は亡くなっていることから、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

なお、D社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で事業主を除き 3 人確認できるが、オンライン記録では、当該 3 人は死亡又は住所が不明であることから、照会する

ことはできない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 20 日から 38 年 10 月 31 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人が申立期間において勤務していた A 社は昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であることから、同事業所における脱退手当金の取扱方法について確認できない。

さらに、申立人は、A 社の退職日が通算年金制度発足後の昭和 38 年 10 月 31 日であるにもかかわらず、52 年 10 月 24 日に国民年金に任意加入するまで年金の加入記録は無く、同社退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考えにくい。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 25 日から 35 年 4 月まで
A社に昭和 33 年 3 月 25 日から勤務し、35 年 4 月頃に退職したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名、事業主名、事業所所在地及び勤務実態に係る申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している社員に照会し、回答のあった 6 人全員が、厚生年金保険料の給与からの控除について、「事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入し、同年 4 月の厚生年金保険料から控除された。それ以前は、給与から保険料は控除されなかった。」と供述している。

さらに、A社は、平成 16 年 6 月 1 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち平成20年7月1日から23年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち平成23年7月1日から24年8月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる23年4月から24年7月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年4月1日から20年7月1日まで
② 平成20年7月1日から24年8月1日まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していた際に、海外手当をもらっていたにもかかわらず、当該手当について標準報酬月額の算定の基礎となっておらず、標準報酬月額が低額になっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び申立期間②のうち平成20年7月1日から23年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間②のうち同年7月1日から24年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①及び申立期間②のうち平成20年7月1日から23年7月1日までの期間について、申立人から提出されたA社における20年6月分の給与明細書及びB社から提出された同年7月から23年6月までの賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち平成20年7月1日から23年7月1日までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち平成20年7月1日から23年7月1日までの期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち平成23年7月1日から24年8月1日までの期間について、申立人は、海外手当をもらっていたにもかかわらず、当該手当が標準報酬月額の算定の基礎となっていないので、当該手当を含めた金額を標準報酬月額として認めてほしいと述べている。

しかし、年金事務所は、標準報酬月額の算定の基礎に海外現地法人が支給する海外手当は含めないと回答している。

また、B社が「日本国内での給与に基づき報酬月額を届け出ており、海外手当は含めていない。」と述べているところ、同社から提出をされた平成23年7月から24年7月までの賃金台帳により、申立人の当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる23年4月から24年7月までの期間において、申立人に支払われた日本国内での給与額から算定される標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成23年7月1日から24年8月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間が脱退手当金を受領した記録となっているが、私は、会社側から脱退手当金の説明を受けていないし、受領した記憶も無い。第三者委員会で調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年4月1日の前後約4年以内に資格喪失した同僚62人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、47人について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、そのうちの42人について約6か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は、「退職時に事業所から脱退手当金の説明があり、脱退手当金の書類に署名した。」、「請求手続は事業所が行った。その後、社会保険事務所（当時）から脱退手当金の金額を記入した書類が届いたので、社会保険事務所に自分で受け取りに行った。」など当時の状況を具体的に供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和42年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
私は、平成 9 年 7 月 22 日から A 社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日となっている。
申立期間から勤めていたのは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人の夫の健康保険被扶養者記録及び A 社の事務担当者の証言から判断すると、申立人は、平成 9 年 7 月 22 日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の厚生年金保険料控除について「当月控除であった。」と回答しているところ、申立人が最初に受け取ったとする平成 9 年 8 月の給与明細書には、1 か月分の厚生年金保険料しか控除されていない上、当該事業所は、当該明細書の厚生年金保険料は「平成 9 年 8 月の厚生年金保険料である。」と回答している。

また、申立人が所持する平成 9 年 8 月から退職日である 12 年 6 月 25 日の前月の同年 5 月までの給与明細書には、1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、退職月の同年 6 月の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社が加入していた B 健康保険組合の健康保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。